

電気通信大学毒物及び劇物取扱細則

制定 平成23年2月15日細則第32号
最終改正 令和4年7月7日細則第11号

(目的)

第1条 この細則は、電気通信大学化学物質管理規程（以下「規程」という。）第15条の規定に基づき、毒物及び劇物の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(保管庫の管理)

第2条 毒物・劇物は、専用保管庫に保管し、次の各号に定めるとおり管理しなければならない。

- (1) 保管庫は常時施錠し、必要な時のみ開けること。なお、鍵の管理は、化学物質管理主任者（以下「管理主任者」という。）が責任をもって行う。
- (2) 保管庫に「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の文字を表示する。表示の方法は、医薬用外毒物は「赤地に白字」で、医薬用外劇物は「白地に赤字」で表示する。
- (3) 保管庫に毒物・劇物以外の物は、保管しない。
- (4) 混合・混触により発火等の危険のある薬品は、保管庫内で区別して保管する。
- (5) 保管庫は、転倒しないよう壁や床に固定する。また、容器類についても転倒しないよう措置を講ずる。

(容器・薬品の管理)

第3条 毒物・劇物の容器及び毒物・劇物を含む薬品は、次の各号のとおり管理しなければならない。

- (1) 容器に「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の文字を表示する。表示の方法は、前条第2号と同様とする。
- (2) 薬品類とその容器に異常がないかどうか、常に確認する。
- (3) 毒物・劇物を他の容器に移し替える必要がある場合は、飲食物の容器は使用しない。また、移し替えた容器には、第1号と同様の表示をし、薬品の名称を記載する。

(応急の措置)

第4条 毒物・劇物の取扱い中に万一、容器の破損等により、毒物・劇物が流出・飛散する事故が起きた場合は、直ちに厚生労働省の定める毒物及び劇物の事故等における応急措置の基準等を参考とした危害を防止するための必要な応急措置を講ずるとともに、規程第14条により管理主任者を經由して学長及び化学物質管理責任者に届け出なければならない。

2 管理主任者は、応急の場合に必要な措置ができるよう、危害防止のためのマニュアルを作成し、掲示しなければならない。

(廃棄)

第5条 毒物・劇物の廃棄は、都道府県知事等の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に委託し、その記録を保管しなければならない。

(除害剤)

第6条 毒物・劇物を取扱う者は、万一の事故に備えて、除害剤（土砂、消石灰等）を備

えて置かなければならない。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月22日細則第10号)

この細則は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 (平成26年7月30日細則第5号)

この細則は、平成26年7月30日から施行する。

附 則 (令和4年2月14日細則第8号)

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年7月7日細則第11号)

この細則は、令和4年7月7日から施行する。